別記第一号様式（第八条第三項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）関係）

カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画に係る名称		
カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画の位置及び設備の配置		
カジノ行為区画内関連業務を統括管理する者	氏名	
	所属するカジノ事業者の名称	
	部署	
	役職名	
カジノ行為区画内関連業務の種別		
□　法第２条第11項第１号に掲げる業務	提供する飲食物の種類及びその提供の方法	
	酒類を提供する場合にあっては、酒類の提供の方針及びその周知方法	
	客に遊興をさせる場合にあっては、その内容及び時間帯	
□　法第２条第11項第２号に掲げる業務	興行の内容、態様及び時間帯	
□　法第２条第11項第３号に掲げる業務	給付する物品の種類	
	酒類を提供する場合にあっては、酒類の提供の方針及びその周知方法	

（記載上の注意）

１　カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画の位置及び設備の配置を明らかにした図面を別紙として添付すること。

２　「カジノ行為区画内関連業務の種別」欄は、該当する□にレ印を付けること。

３　「提供する飲食物の種類及びその提供の方法」欄には、業務において提供する飲食物及び酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類並びにその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

４　「酒類を提供する場合にあっては、酒類の提供の方針及びその周知方法」欄には、提供に当たっての方針（泥酔者への提供の制限、給仕の方法等）及びその周知方法（メニュー及び店頭への掲示、場内アナウンス等）を記載すること。

５　「客に遊興をさせる場合にあっては、その内容及び時間帯」欄には、遊興の内容（顧客が利用可能なダーツ、カラオケ等を設置する、スポーツ等の中継映像を流す等）及び実施する時間帯を記載すること。

６　「興行の内容、態様及び時間帯」欄には、興行の内容（ショー、生演奏等）、態様（顧客がカジノ行為を行いながら鑑賞する、上記の飲食物を提供する業務に伴って行う等）及び実施する時間帯を記載すること。

７　「給付する物品の種類」欄には、業務において給付する物品のうち主なものの種類（タバコ、菓子類、酒類、雑貨等）を記載すること。

８　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。